

一般財団法人 ふくしま建築住宅センター
低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査手数料規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、別に定める「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程」(以下「規程」という。)に基づき、一般財団法人ふくしま建築住宅センター(以下「センター」という。)が実施する低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(審査手数料)

第2条 規程第11条に規定する技術的審査業務手数料は、申請一件につき、次に掲げる額(消費税を含む。)とする。

(消費税込み)

住棟の総戸数	金 額	
	新規の申請	変更の申請
一戸建て	35,600円	17,800円
2戸～5戸	73,300円	36,600円
6戸～10戸	100,000円	50,300円
11戸～25戸	136,000円	68,100円
26戸～50戸	188,000円	94,300円
51戸～100戸	251,000円	125,000円
101戸～200戸	314,000円	156,000円
201戸～300戸	423,000円	211,000円
301戸以上	517,000円	258,000円

※変更の手数料は、直前の技術的審査をふくしま建築住宅センターで行った場合。
直前の技術的審査を他機関で行った場合は、新規の申請手数料となります。

(審査手数料の納入方法)

第3条 依頼者は、審査手数料を現金又は銀行振り込みにより納入するものとする。

(審査手数料の返還)

第4条 収納した審査手数料は、原則として返還しない。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(附則)

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

(附則)

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

(附則)

この規程は、令和元年10月1日より施行する。